

令和3年度 第5回江津市農業委員会総会

日時：令和3年8月20日(月) 午前9時30分～

場所：パレットごうつ2階（会議研修室1）

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第7 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子  
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二  
9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（11名）

盆子原 温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸  
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 佐々木久 参事 藤田佳久 次長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。それでは時間になりましたので、ただ今から令和3年度、第5回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく願いいたします。

会長 おはようございます。今月は8月9日の台風9号から始まって、今日も少し雨が降っていますが、長らく雨が続いて皆さんの作物や施設等に被害が

あったように思います。お見舞いを申し上げます。また、そういった中で、現在お願いしております農地利用状況調査を進めて頂いているかと思えます。暑さはひと段落したとはいえ、十分気を付けて作業をお願いしたいと思います。また、江津市内においてコロナ感染が出ており、累積 9 人程度になっているとお聞きしております。ほとんどの方がワクチンを接種されていると思えますけれども、感染しないように気を付けてください。また、ワクチンも聞くところによると重症化を防ぐ程度だということのようですので、油断をされないようにお願いいたします。

それでは、ただ今から、令和 3 年度、第 5 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、全員お揃いの予定ですが、二本木委員と野田推進委員が、少し遅れてお見えになるということです。また、原田委員も所要のため審議が終わりましたら退席したいとのことでしたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解を頂きましたので、2 番 山田委員、3 番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたように、議事審議を始めますけれども、担当委員の原田委員の都合上、本日は 5 ページの案件より審議をいたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 5 条

《 ●●●町 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、5 ページ議案 2 号の農地法第 5 号第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。番号 2 番、農地の所在は●●町●●●番、地目



会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

これから前に戻り、2 ページより順次進めて参りたいと思います。

農地法 第 18 条第 6 項

会 長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案集は 2 ページです。農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてです。合意解約ということで、農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。賃借人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地でございます。引き渡し時期が 8 月 31 日となっております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出については、ご了承願います。

地形変更届出

《 ●●●町 》

会 長 次に日程第 3、承認第 1 号「農地の地形変更届出の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、3 ページの承認第 1 号、農地の地形変更届出の 1 についてです。農地の所在は●●●町●●●番、登記簿現況ともに田、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。地形変更届出者は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。地形変更の理由としましては、排水が悪いため畑として活用できるよう盛土を行うということです。工期は承認の日から 3 ヶ年です。隣接地への被害防除については、排水不良のため地盤

に暗渠排水を設置するというごさいます。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 場所の説明ですが、1 ページをご覧ください。右側に道路が見えますが、これは●●●●●●線で●●●方面へ行く道です。そこから左斜め上に続いていきますけれど、左上が●●●へ向かう新しい道へ繋がっています。●●橋というのがあります。ここの四叉路から左下の方へ行く道が●●●方面へ入る道です。この現場ですけれど、住宅が見える所が●●●という所で、それから少し下の方へ川沿いに小さい道があるのですが、これが●●●方面への道で、この変則四叉路から●●●mくらいに現場があります。この現場は、ここ数年耕作はしておられなくて葎が生えた状態で、湯浅推進委員の方からも何回か説明を受けておりました。ここは非常に排水が悪い所で湿地の状態だということでした。現にこうして耕作しておらず、遊休農地化しているので、ここに盛土して畑として活用できるのであれば良いのではないかと考えております。そういう状況ですので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 質問ではありませんが、ちょっと補足を。所有者の●●●●さんは、もう亡くなられております。住所が●●●●になっていますが、家は位置図を見て頂きますと、●●●●さんという家がありますが、ここに元々の家がありました。現在は、●●●●に長男さんが家を建てられて出ておられます。申請人の●●●●●さんは次男でして、長男さんは夫婦とも亡くなられておられ子供さんも嫁いでおり、●●●●の家は空き家だそうです。そのため、現在は耕作するのは少し難しいと思われます。以上です。

会 長 他にご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の1については、承認することに決しました。

《 ●●●町 》

会 長 次に、承認第 1 号「農地の地形変更届出の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、2 番です。図面の訂正がございまして、お手元に配布しております地形変更届②の図中、斜線の位置が反対側になっていましたので、差替えさせて頂きたいと思えます。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。地形変更届出者は●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。変更理由は、地すべり工事に伴う残土の搬入ということでございます。工期は承認の日から令和 3 年 11 月 26 日ということでございます。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 位置図の 2 ページをご覧ください。説明しづらい場所ですが、左側の上の方へ下りますと、●●●●●●線にでます。江津道路と県道の立体交差点から●●●m くらい進み、右側に折れて入っていく道が、その道に続いています。道路終点には●●●町の●●●という有名な●●●がありますが、その途中の●●●さんというお宅があります。ここの納屋と母屋の間の、斜面の辺りが●●●と●●●の境になります。地すべり地帯に県から指定をされておまして、地すべり対策の工事が現在行われております。工事個所は記載してあります納屋と、母屋の間の斜面上部の方です。それで、そこの土砂を搬出してこの申請地に持ってきたいということです。図面中、●●●町●●●番に、●●●●さんという家があります。土地所有者の●●●さんは●●●さんの親ですが、すでに亡くなっておられます。周りはほとんど耕作されてない土地ですので、影響は無いと思えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

階本推進委員 ちょっといいですか。

会 長 はい、どうぞ。

階本推進委員 現在、田で稲刈りが終わった後から工事に入るという解釈ですか。

10 番委員 現状を言いますと、この斜線部分はすでに耕作はされておられません。

階本推進委員 現況は田でも無いということですか。

10番委員 そうですね。

階本推進委員 そうということですか。稲が植えてある訳では無いのですね。

10番委員 はい。

会長 はい、湯浅さん。

湯浅推進委員 事務局に聞きますが、これは●●●●●●から申請が出ていますよね。

実際に私らの所も●●●●●●が申請を出されて、それで結局埋められたままなのですよ。畑にしますと書いて申請されていたのに。だけど、今回のものは何も書いていないです。ただ、残土を搬入しますというだけで、跡地をどうされるのか。そういう記載は無いのですか。●●●でやられた場合は、畑にしますと書いてあったけど、埋めただけで何も耕作されていません。今回の何も書いてないですよ。何に利用するか。

事務局 届けを出された●●●●●●に聞いた所、残土処理ということで搬入する、その部分でいつまでか工事期間を聞き、次は搬入した土砂は取るのですかとお聞きしたのですけれど、取る予定は無いので今度どういうふうにするのかということ、協議すると言っておられました。そのまま、現状の所で畑としてしか使いようは無い感じにはなっていくとは思うのですけれど。ですから、「地形変更ではなく、用途変更といった形で申請」ということが、今後の協議になってくるかと思えます。

会長 よろしいでしょうか。

湯浅推進委員 納得いかないな。

事務局 実際、土砂を取るといような格好では無いですが、ただ登記簿現況ともに田になっています。現状は以前から耕作されていない原野のようになっているのですが、それを埋め立てていくという作業をしておられるというのが現状のようです。

会長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

湯浅推進委員 それだったら、これは地形変更では無いのではないかと。畑にしても田んぼに還してもらった訳ではないのだから。農地として還すことが地形変更なのだから、残土処理場として出された方が地形変更なんて関係ないでしょう。

事務局 ●●●●●●の方にも、これを出された時に話はさせてもらったのですが、

田んぼに戻せないのなら用途変更といった格好で、出して下さいと話したのですが、後で協議するということで地形変更のみで今回出されているという形でございますので、後の協議という格好でご審議して頂きたいと思います。

会 長 いずれにしても事務局にお願いですが、この●●●●●●へ今こういった内容について、後日審議検討して頂いて次回の総会の時に経過報告をお願いしたいと思います。それでは、よろしゅうございますか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の2については、承認することに決しました。

農地法 第3条

《 ●●●町 》

会 長 次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。対価は10aあたり●●●千円でございます。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 はい、位置図は3ページをご覧ください。左斜め上に●●●号線が通っていて、●●●と●●●の境の交差点を山の方に入り、約●●●mの所を右折して約●●●mの所に該当の土地がございます。左右の土地が白紙になっているのですが、近所の方に聞きましたら2軒ほど新築の家と増築中の家がありました。該当の土地は草も刈ってありまして、綺麗に管理されておりました。状況

は以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第5条

《 ●●●町 》

会 長 　次に日程第5、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは5ページ、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1についてです。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。次に●●●町●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●郡●●●町●●●番●●●号、●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的としましては、●●●の保管場所ということです。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年4月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 　はい、位置図は4ページをご覧ください。真ん中に9号線が走っています。ここは●●●●がありまして、その隣に●●●●●●という●●●●があります。その隣に該当の土地がありまして、現在は草が生えている状態です。西の方は農地になっていまして、その方の同意は得ているということです。以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてということで、2ページをご覧ください。中間管理事業の一括方式でございます。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、●●●㎡です。同じく●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、●●●㎡です。これは、利用権設定再設定でございます。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●町●●●番地です。中間管理機構が、中間管理事業を行って受けるということです。貸借期間は令和3年9月1日から令和13年12月31日、10年4ヶ月ということでございます。次に2番です。●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、●●●㎡です。これは新規の設定です。利用権を設定する者が●●●●●●さん、●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●町●●●番地です。これも中間管理事業です。貸借期間は令和3年9月1日から令和13年12月31日、10年4ヶ月です。それから3番です。●●●町●●●番、登記簿現況ともに田、●●●㎡です。これは再設定でございます。利用権を設定する者が●●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●町●●●番地です。貸借期間は令和3年9月1日から令和13年12月31日、10年4ヶ月です。次のページですが、4番です。●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、●●●㎡です。同じく●●●番、地目は登記簿現況ともに田、●●●㎡です。同じく●●●番、地目は登記簿現況ともに田、●●●㎡です。これは新規の設

定です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●町●●●番地 1 です。これも中間管理事業です。貸借期間は令和 3 年 9 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日、10 年 4 ヶ月です。賃借料ですけれど、すべて 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

階本推進委員　よろしいですか。

会 長　はい、どうぞ。

階本推進委員　●●●●さんというのは、農地法第 18 条第 6 項の所で合意解約をしていますね。改めてここで再設定をされる。結局それは農業公社を通すために、この手続きをされたということですか。

事務局　そうです。それまでの所では相対で契約されていたのを、中間管理事業を活用して借り直したという形で、合意解約の後に改めて再設定をさせて頂いたということですか。

階本推進委員　田は●●●●●●が作っておられるのですね。

事務局　そうです。

階本推進委員　今度それを農地基盤法に持ってこられて、そして●●●●●●にということ。そういうことは、再設定ということの良いのでしょうか。この解釈がどうなるのでしょうか。

事務局　貸し手と借り手は変わって無いのですが、契約上、中間管理機構を通すということになっていますので。

階本推進委員　今までが、●●●対●●●●●●●●●●さんで契約をされていて、●●●は全く入っていませんでした。そして今回ここへ出てくるのは、●●●と●●●●●●●●●●さんで、しかもそれは●●●を今回活用しようということでしょう。

事務局　そうです。

階本推進委員　それが、どうして再設定ということを使われるのかということですか。否定するということではありません。ただ私自身が疑問に思っただけです。今ま

で●●●は通して無かったのでしょうか。通しておられないから今回は改めて契約するということで、●●●を通されたのでしょうか。

事務局 契約の規定によって農地中間管理機構で、●●●さんを通じて、どういう区分なのかということの確認をした後、再設定という区分になっています。

山本課長補佐 よろしいのでしょうか。この区分は新規か再設定で教示するような、今までの慣例で使っています。この分は、解約をして●●●に・・・。

階本推進委員 ●●●と●●●●●●●●さんで今まで契約されていたものを、合意解約した訳ですよね。それで何で、ここで再設定なるのか納得いかない。今まで●●●●は関係してなかった。今回は●●●●が新たに契約するのではないのですか。

山本課長補佐 ●●●●を通じて、地権者の方と我々と公社とのこの間では、新規というよりも再設定でも間違いはないのかなと。ただ、●●●●から●●●●●●●●へは新しい、●●●●が間に入るという意味では新しいのですが、地権者の方からみると耕作者の変更は無いので継続ということとなります。

植本推進員 今のことですが、新規と継続というのは、●●●●とも話はしてございます。問題は、再設定と新規で、●●●●が新たに入れば新規ではないかという解釈でしたが、簡単にいいますと、農地貸借において、相対であろうとその他の方法であろうと、今までに契約のないものが新規であって、契約を締結して貸借を引き継ぐ場合は再設定となります。今回は既存のもので土台があります。この地権者の方との契約がすでにあり、それをこの度、中間管理機構を通して、農地貸借や耕作を継続して手続き行うということなので、あくまで新規ではなくて再設定という意味合いの形となります。ただ間違っていてはいけませんので、念のために次回の総会できちんと情報の整理をしてお伝えをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会長 はい、そういうことでよろしいでしょうか。次回、この件はまた報告して頂くということで。他には何か？ はい、山本委員どうぞ。

3番委員 これは地図でいうと、●●●●のど真ん中に位置するということですか。

会長 そうです。先日、水に浸かったところです。

3番委員 そうですか。わかりました。

会長 他にございませんか。

10番委員 今回、一括方式と書いてあるのと、利用権貸借と書いてありますが、これ

の違いがどういうものなのか。

会 長 事務局、説明が出来ますか。

事務局 一括方式は、流力的には貸し手と借り手、そして中間管理機構の三者で同時に契約がなされている場合に、こういう記述方法になります。利用権設定をする者と受ける者、中間管理事業ということでその横に中間管理機構と三者の名義を記述するのが一括方式の書式です。それと、通常の場合は地権者から中間管理の振興公社が借り上げて、それからその後に依頼人と契約をして、貸し出しをするというのが通常の方式です。次の意見第2号の方で出てきますが、まだ担い手の方と契約されていない場合には、次の意見第2号の方で出てきます。同時に契約が行われている場合には一括方式として出てきます。以上です。

会 長 よろしゅうございますか。

10番委員 はい。

会 長 他にございませんか。

湯浅推進委員 ちょっと事務局に聞きたいのですが、今まで貸し借りの分で実際、耕作される人の名前が載ったことはないですよ。今までは全部、●●●の名前で貸し借りがなっていますよね。今回初めてではないでしょうか、●●●●●●とか名前が出たのは。だから戸惑うのです。どこで●●●が出てくるかと。ただ最後の所で、中間管理機構の名前が出てきているだけであって、実際には当人同士で契約をしているのかということになります、これで見ると。

事務局 この一括方式で出てくるのは、中間管理事業において、契約関係者の欄で、貸し手と借り手、それから中間管理機構ということで三者の氏名・名称が、記載されているのが一括方式の書式です。通常の場合は、借りる方受ける方が振興公社になっています。これは借り手の契約がまだされていない状況なので、担い手の名前が出てこないということです。実際、中間管理事業でやっていくということなので、それは概ね決まっていることではあるのですが、同時でない場合は、中間管理事業でという形で●●●の名前しか出てこないということになります。

湯浅推進委員 こういうやり方だと出てくるということですか。

事務局 はい、そうです。同時に契約で出来た場合には一括方式でという記述になります。

山本課長補佐 すみません。ちょっとよろしいですか。この一括方式については、様々な事情で一括という形である場合がございます。色々な期限があったり。この一括方式については農業経営基盤強化促進法で、所有者から機構、機構から耕作者ということで、同じ法律で一気に入括方式であるということです。協議の仕方は色々ありますけれど、一括と言うのはこの基盤法で一気に入ってしまう。普通は、所有者から農業経営基盤法で機構の名前が表記されます。機構から今度、耕作者については、また違う法律で県の認可を受けて効力を発生していくもので、ちょっとやり方が違います。それをご理解いただければと思います。ですので、一括の時は同じ法律で一気に入ってくると、中間管理機構の名前もありますけれど、一括方式で無い場合は基盤法で公社が借りて、そのあと中間管理法で県が認可をする形で、機構から耕作者に貸すということです。二段階でやっていくということです。なので、別々に出てきます。

会 長 はい、どうぞ。

湯浅推進委員 契約書は三者、一括契約書になるのですか。

山本課長補佐 同じ書類でやります。

湯浅推進委員 3通作って、各自1通ずつ契約者が持つということですか。

山本課長補佐 いえ、同じ様式で・・・。

植本推進員 様式は三者で、出し手と公社と借り手になります。

山本課長補佐 それぞれの書類は、その機構が地権者から借りる書類、機構から耕作者が借りる書類は同じであって、それを一括で処理するかどうか。

湯浅推進委員 同時契約になるということですね。

山本課長補佐 そうです。

湯浅推進委員 それで、一括して処理が完了すると。そういうことですね。

植本推進員 一括方式は、書類が県に行ったり公社に行ったり、結構時間がかかるのです。もし必要であれば皆さんにお配りして確認していただければ良いと思いますので書類を全部リスト化しますが、いかがでしょうか。

会 長 今、ご提案いただきましたが、どうでしょうか。いずれにしましても、中間管理機構について、私も含めて皆さん、もう少し勉強しなくてはいけないなと思いますので、その都度いろいろとご指導頂ければと思います。お願いいたします。

植本推進員 はい。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第2号です。先ほどに続きまして、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）ということでございます。2ページをご覧ください。1番です。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。期間は3年4ヶ月、これは使用貸借でございます。次に2番です。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。期間は10年4ヶ月、中間管理事業で、10a当りの賃借料は●●●円です。次に3番、農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で、期間は10年4ヶ月、使用貸借でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 日程第 7、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からは特にございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 それでは、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 5 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は 9 月 24 日の金曜日、江津市総合市民センターの 2 階で行いますのでお間違えの無いように、よろしくをお願いいたします。

[ 閉会 午前 10 時 30 分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員